産業技術研究センター 役員給与規程及び役員退職手当規程の概要

役員給与

常勤役員給与 = 報酬 + 通勤手当 【役員給与規程第2条】 報酬は評価委員会による評価結果に応じた査定率を反映(±10%) 【役員給与規程第5条】

評価ランクごとの、査定率は今後作成する評価基準を踏まえて、別途定める 非常勤役員給与 = 非常勤役員手当(監事 日額 30,000円)+通勤手当 【役員給与規程第2条、9条】

常勤役員報酬額(号給表)

【役員給与規程第4条】

(単位:円)

号給	年俸額
1	13,745,000
2	14,026,000
3	14,307,000
4	14,587,000
5	14,868,000
6	15,148,000
7	15,429,000
8	15,709,000
9	16,004,000
10	16,298,000

年俸額は役員報酬支給基準に 定められた額

退職手当

退職手当支給額 = (就任から退職までの年俸の総額)÷(在職月数) ×(在職期間1年につき100/100) 【役員退職手当規程第4条】

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター 役員報酬基準について(案)

基本的考え方

報酬額の設定については、東京都指定職給料表を準用

移行型の法人であることから、現在の所長ポストに対する給与支給状況を考慮し水準調整

業績を役員報酬に反映(年収ベースで±10%程度)

常勤役員報酬

(単位:円)

号給 年収換算 備 考 1 13,745,000 都指定職給料表0.25号給に材	
	相当
【 2 】 14,026,000 】 都指定職給料表 0.5 0 号給に材	相当
3 14,307,000 都指定職給料表0.75号給に相	相当
4 14,587,000 都指定職給料表1号給と同額	
5 14,868,000 都指定職給料表1.25号給に材	相当
6 15,148,000 都指定職給料表1.5号給に相	当
7 15,429,000 都指定職給料表1.75号給に材	相当
8 15,709,000 都指定職給料表2号給と同額	
9 16,004,000 都指定職給料表2.25号給に相	相当
10 16,298,000 都指定職給料表2.5号給に相	当

【参考】東京都指定職給料表(18年度~)

(単位:円)

	(,
給料月額	年収換算
767,000	14,587,000
826,000	15,709,000
888,000	16,888,000
971,000	18,467,000
1,047,000	19,912,000
1,123,000	21,358,000
1,203,000	22,879,000
	767,000 826,000 888,000 971,000 1,047,000 1,123,000

非常勤役員(監事)報酬

1日あたり30,000円(都指定職給料表を参考に設定)

報酬決定手続き

地方独立行政法人法(56条·48条)

地方独立行政法人

役員報酬の基準を定め、知事に届出

役員報酬の基準を評価委員会に通知

社会一般の情勢に適合したものであるかについて、知事に意見を申出

理事長